

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例

亀岡市環境市民部環境政策課長

山内 剛

亀岡市は、「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定した（条例第8号として令和2年3月公布、一部規定を除き令和3年1月施行）。

使い捨てプラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とした条例で、プラスチック製レジ袋の提供が有償無償を問わず禁止されるほか、紙袋や生分解性（微生物によって分解される）袋も無償配布は禁止となり、令和3年6月からは、これらに違反した事業者が市の立入調査や是正勧告に従わない場合、事業者名を公表することとしている。同旨の条例としては全国初となるもの。

1 条例制定に至った背景と経緯

(1) 条例制定に向かう源流

私たちのまち亀岡市は、人口8万8031人（令和2年7月1日現在）、京都市の西隣に位置し、大都市近郊にありながらも、保津川渓谷の大自然の四季を体感できる「保津川下り」、「嵯峨野トロッコ列車」、京の奥座敷と言われる「湯の花温泉」の三大観光や、京の台所として京野菜や亀岡牛を始めとする質の高い農畜産物を育む、豊かな自然に恵まれています。また、晩秋から初春にかけて、大地の呼吸と表される「丹波霧」に包まれる幻想的な風景をつくり出す、風光明媚なまちで

あると自負しています。

「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（以下「レジ袋禁止条例」という。）を制定するに至った背景を説明するに、今から15年以上の時間（とき）を振り返る必要があります。そしてそれは、川を身近に感じ、また、川を生業として暮らしてきた人々の存在を無くしては語れません。

平成16年、保津川下りの船頭2人が保津川のごみ拾いを始めました。「毎日、船で下る保津川で目の当たりにするプラスチックごみにいたたまれなくなつた。」と当時の思いを伺いました。しかしながら、拾っても拾っても雨のたびにプラスチックごみが流されてく

る現状に挫折と挑戦が繰り返されることとなります。そして平成19年、保津川流域の環境保全に取り組み、NPOプロジェクト保津川が誕生。趣旨に賛同する市民と共に清掃活動が展開されます。これまでに重ねたクリーン作戦は本年7月で131回を数えます。

このような市民力が礎となつて、平成24年には、内陸部の自治体では全国初となる、海ごみの発生抑制を考える「海ごみサミット2012 亀岡保津川会議」を開催。さらに、平成30年12月の「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の発信へとつながっていきます。

亀岡市について



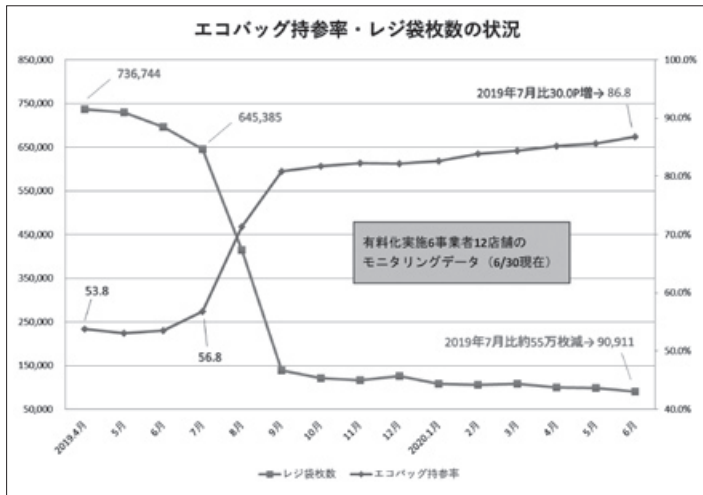
(2) かもおかプラスチックごみゼロ宣言
 同年12月13日、「かもおかプラスチックごみゼロ宣言（以下「プラスチックごみゼロ宣言」といふ。）を、亀岡市長と亀岡市議会が共同で発信しました。この宣言では、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくを進め、保津川を始めとする自然景観やア

ユモドキに代表される多様な川の生態系を守る取組から、深刻化する地球規模の海洋プラスチック汚染問題の解決へとつなげていくこと、更には自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む『世界に誇れる環境先進都市』の実現を目指しています。
 この宣言が目指す目標として、次の五つを掲げています。

- ① 市内の店舗でのプラスチック製レジ袋有料化を皮切りにプラスチック製レジ袋禁止に踏み切り、エコバッグ持参率100%を目指す取り組みを進めます。
- ② 「保津川から下流へ、そして海にプラスチックごみを流さない。」世界規模の海洋汚染（マイクロプラスチック）問題に立ち上がる意識のつながりを呼びかけます。
- ③ 当面発生するプラスチックごみについては100%回収し、持続可能な地域内資源循環を目指します。
- ④ 使い捨てプラスチックの使用削減を広く呼びかけ、市内のイベントにおいてもユー

ス食器や再生可能な素材の食器を使用します。
 ⑤ 市民や事業者の環境に配慮した取り組みを積極的に支援し世界最先端の『環境先進都市・亀岡』のブランド力向上を目指します。
 一つ目の目標として掲げているプラスチック製レジ袋有料化から提供禁止に踏み切り、エコバッグ持参率100%を目指す取り組みの具現化を図る政策として進めたのが、レジ袋禁止条例の制定です。使い捨てプラスチックごみゼロを目指す環境政策の象徴と言えます。
 (3) プラスチック製レジ袋の有料化
 レジ袋禁止条例の制定を目指す過程において、まず取り組みたい、いや、取り組まなければならぬと考えたのが「プラスチック製レジ袋の有料化（以下「レジ袋有料化」といふ。）です。レジ袋有料化すらできないのに、レジ袋禁止を実現するのは困難です。むしろレジ袋有料化で市民意識を高めるというステップを踏むことで、レジ袋禁止条例へと段階的に移行させる、そのために不可欠な取り組みでした。そこで、宣言から年が明けた平成31年1月から市内の大型スーパー7社やコンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等の大型店舗やチェーン店、商工会議所、商店街連盟等と協議を進め、理解を求めました。

レジ袋有料化実施後の状況



しかしながら、現実的には厳しい道のりでした。その理由は大きく二つ。まず一つ目は、基本的に市内の全店で一斉の有料化を始めること、二つ目には、特にスーパー各社では、有料化に際して金額の統一を図ることが事業者から求められたからです。

粘り強い交渉を重ねた結果、最終的には、スーパー6事業者12店舗、商店街連盟・商業協同組合（賛同店54商店）と協議がまとまり、市内の全店とはいかないまでも、多くの事業者の理解を頂き、有料化に向けた協定を締結

するに至りました。プラごみゼロ宣言発信後、半年に満たない5月29日のことです。その後、一定の準備期間を設定し、令和元年8月20日からレジ袋有料化が始まりました。

レジ袋有料化が始まった8月は、20日からの実質12日間で、早速、その効果は表れました。有料化協定を締結したスーパー6事業者12店舗の集計データから、エコバッグの持参率は、7月の56.8%から8月は71.3%（+14.5ポイント）、レジ袋の使用枚数は7月の64万5385枚から8月は41万4518枚（△23万867枚）となり、市民（消費者）意識の変化の起点となりました。令和2年6月現在では、エコバッグの持参率が86.8%（前年7月比+30.0ポイント）、レジ袋の使用枚数は9万9111枚（同7月比△55万4474枚/月、△557万570枚/11か月）となり、事業者及び市民の高い環境意識に支えられながら、大きな成果を示す結果となりました。

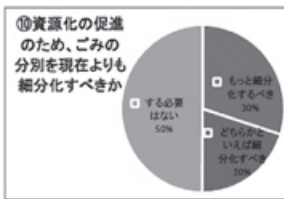
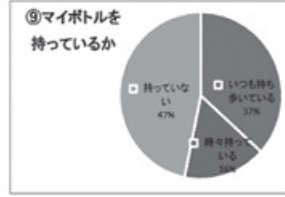
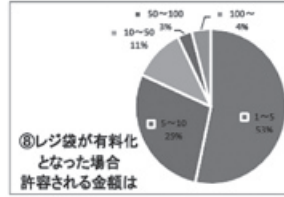
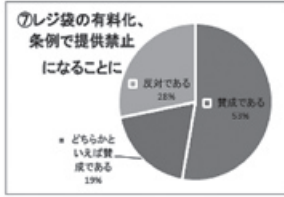
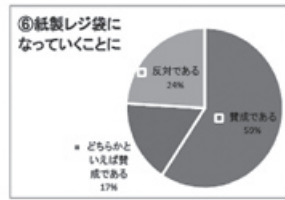
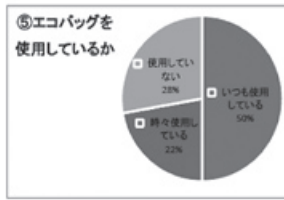
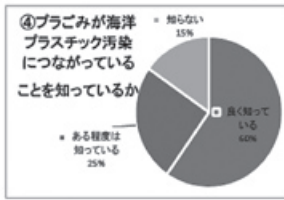
(4) 市民説明会

レジ袋禁止条例を制定するために、最も重要視しなければいけないターゲットは誰か。それは、紛れもなく消費者たる市民です。レジ袋は、プラスチックごみの全体量のうち2〜3%程度にすぎないと言われていますが、

国民一人当たり年間約300枚程度使用するとも言われ、誰もがおよそ1日1枚使用する、最も私たちの生活に密着したプラスチックです。プラスチックの利便性に依存し過ぎた生活を見直すためにも、市民（消費者）の意識変革を政策的に促したいと考えました。それに加え、事業者がレジ袋を提供しないことに懸念を示す大きな要因は、消費者に対するサービスが低下し、顧客が他店や他市に流出することになりました。つまり、市民がレジ袋の提供禁止を受け入れ、理解すれば、事業者としては、懸念の払拭とコストダウンにつながります。更に付け加えるならば、それは、環境負荷の軽減につながる三方良しの結果が得られます。

そこで、本市は、令和元年10月21日から翌年1月11日までの約2か月半の期間に市内全域（28会場）で市民説明会を開催し、保津川や世界の海洋で起こっているプラスチック汚染の現状やレジ袋禁止条例の意義、プラごみゼロ宣言が目指す本市のまちづくりの考え方について、膝を突き合わせて説明し、思いの共有を図りました。その結果、全ての会場で実施した意識調査で、レジ袋の有料化及び条例で提供禁止になることについて、賛成が72%という結果が得られたところです。いまだ、レジ袋禁止条例について、事業者や市民

市民説明会・講演会等での意識調査（39会場・回答者807名）



①年齢・性別	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
	447	394	92	45	16	39	103	501
②職業	会社員	自営業	学生	公務員	無職	その他		
	113	49	122	53	334	136		
③住まい	市内	市外						
	679	128						

2020. 1. 11現在

2 条例の考え方と今後の展望

から否定的な意見をいただくのも事実ですが、世界的な潮流を背景に、使い捨てプラスチック削減に向けた意識が、着実に市民に根付いている、そんな鼓動を肌で感じたところです。

レジ袋禁止条例は、基本的に例外を作らないという考え方で進めてきました。また、ごみの削減とエコバッグ持参率100%が目標である以上、プラスチック製の袋に代用されることを避けるために、紙や生分解性の袋であっても有料化することとしていきます。内容のポイントは以下のとおりです。

○事業者は、事業所においてプラスチック製レジ袋を提供してはならず、紙や生分解性の袋であっても無償提供するとはできません。

(注) 生分解性の袋とは、土壌環境及び水環境のいずれでも自然界に存在する微生物の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで完全に分解される生分解性バイオマスプラスチックの袋を指します。

○ここというレジ袋とは、事業所において販売された商品

○市は、レジ袋禁止に関する市民及び事業者の意識啓発を行います。また、レジ袋禁止による効果を検証するために必要な調査を行います。

○必要な限度において、市は事業者に対する指導や助言、立入調査、違反者に対する是正勧告、従わない場合の社名公表ができません。公表については、市長の諮問機関として審査会を置き、調査・審議します。審査会の設置及び公表措置は、令和3年6月1日からの施行とします。

○市、市民及び事業者は、レジ袋禁止について協力関係を構築します。

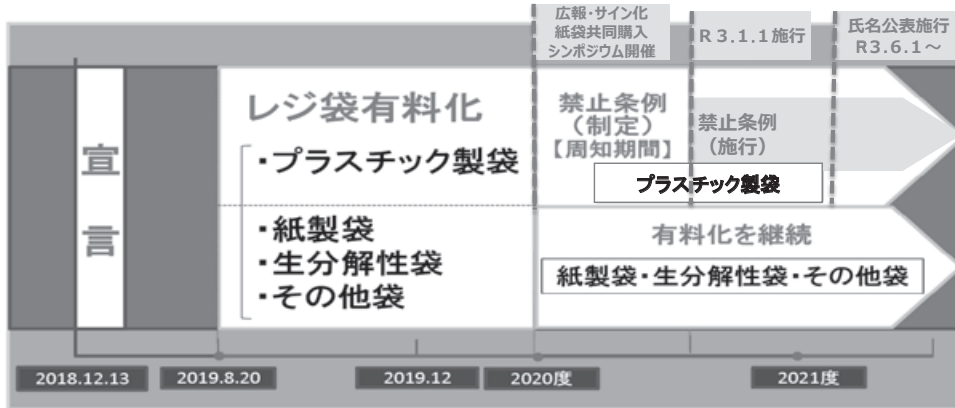
これまで、15年以上にわたって多くの関係者にボランティアの清掃活動を続けていただいています。一方、こうした活動を通じて、大事な気付きを与えていただきました。それは、人の善意に頼るだけではプラスチックごみ問題は解決しないということです。そ



亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の概要



- ・事業者がプラスチック製レジ袋(生分解性の袋を除く)を提供することを禁止
- ・生分解性の袋であっても無償で提供することを禁止
- ・違反者については、審査会の意見を聞いた上で氏名を公表



ここで、亀岡市は、条例という社会のルールを作り、レジ袋を起点に、使い捨てプラスチックごみの発生抑制（リデュース）を実践しようとする選択肢を選んだのです。

近い将来、レジ袋禁止条例が社会生活の中に溶け込み、法制化も含め、レジ袋のない生活が当たり前の社会となったとき、この条例を廃止できないか。それが実現したとき、本

当の意味で世界に誇れる環境先進都市と言えるのかもしれない。こうした社会をプラごみゼロ宣言の目標である2030年までに実現したいと考えています。

